

平成 29 年 1 月 17 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

**「三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)」  
約款変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)」につきまして、下記の約款変更を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。

本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。  
本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、  
よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド  
三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)
2. 変更日(予定)  
平成 29 年 2 月 14 日
3. 変更内容(詳細につきましては、別紙「約款変更の新旧対照表」をご参照ください。)

変更項目	変更後	変更前
1 購入(換金)価額	購入(換金)申込受付日の <u>翌営業日</u> の基準価額	購入(換金)申込受付日の <u>翌々営業日</u> の基準価額
2 申込不可日	各金融商品取引所および各銀行*の <u>休業日</u>	各金融商品取引所および各銀行*の <u>休業日の前営業日</u>

※各金融商品取引所：ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの金融商品取引所  
各銀行：ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの銀行  
\*当該変更日の申込受付分から適用されます。




4. 変更理由  
申込(購入、換金)にかかる基準価額の適用日を上記3の通り短縮することで、投資判断により即した取引を可能とするためです。

以上




- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ  
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034  
【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ  
お取引のある販売会社へお問い合わせください。

○交付目論見書の変更箇所は以下の通りです。

### 【変更後】

■お申込みメモ		
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の休業日 ・ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2016年8月11日から2017年8月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

### 【変更前】

■お申込みメモ		
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の休業日の前営業日 ・ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の休業日の前営業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2016年8月11日から2017年8月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

## 約款変更の新旧対照表

## 三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)

変更後(新)	変更前(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～④(略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の<u>翌営業日</u>の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑧(略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>②～④(略)</p> <p>⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の<u>翌々営業日</u>の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑧(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の<u>翌営業日</u>の基準価額とします。</p> <p>④～⑨(略)</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の<u>翌々営業日</u>の基準価額とします。</p> <p>④～⑨(略)</p>
<p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第41条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の<u>休業日</u></p> <p>ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の<u>休業日</u></p>	<p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第41条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の<u>休業日</u> <u>の前営業日</u></p> <p>ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の<u>休業日</u> <u>の前営業日</u></p>

以上